

令和6年第2回定例会の議案に対するご意見の議会反映状況

議案第39号 菰野町との定住自立圏形成協定の締結について

議案に対する御意見	議会反映状況
■(4)環境：広域連携による持続可能な循環型社会の構築について 1) 新たなゴミ処理場建設について 新たなゴミ処理場の建設が検討されていることについて、どこに建設されるのか、また排出される物質についてきちんとモニタリングがなされるのかについて心配しています。 ゴミ処理施設からはダイオキシンや重金属(特に水銀)、粒子状物質が排出され、それらが母乳に含まれたり、子どもたちの脳神経系に影響を及ぼしたり、癌を増加させることなどが明らかになり、国際的にはロンドン条約などで厳しい規制が設けられるようになりました。 (中略) もし新たな施設を建設する場合は、特に子どもたちの集まる場所(学校や保育園など)から十分に離れた場所(3~7km)をご検討頂けますか。また排出物について、適切なモニタリングと公表をお願いします。 2) 焼却炉建設以外の代替案について 1)に記載したような排出物質の問題があるので、「(2)福祉：子育て支援体制の充実」にある「安心して子どもを生み育てる環境を整備」を実現するためにも、焼却炉の追加建設以外の代替案(ゴミ自体の減量努力など)もご検討頂きたく存じます。 (中略) SDGs 未来都市を掲げるいなべ市も、この機会にゴミ減量化の取り組みに関する市民との対話の場を設けていただき、議論をしてみたいかがででしょうか。野外保育、オーガニックビレッジと並んで、空気と土と水	議案第39号は、原案のとおり可決しました。 ■今回の議案は、菰野町といなべ市が定住自立圏形成協定を締結することの可否を問われたものであり、今後、一般廃棄物等処理施設の建設について、菰野町といなべ市で具体的な協議が進みます。 いただいた御意見を基に、執行部へ説明を求めたことを報告いたします。 【執行部答弁】 菰野町といなべ市が共同で建設しようとする一般廃棄物等処理施設の建設について、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定です。交付金申請のために、今年11月ごろまでに地域計画の策定を予定しています。それまでに、両市町の処理体制及び広域化に向けての調整を行い、地域計画に反映していく必要があるため、事務局レベルの打ち合わせを進めている段階です。 ■今後、「定住自立圏共生ビジョン」が策定され、具体的な事業が示されます。前段の地域計画の内容も含め、一般廃棄物等処理施設の建設にあたっては、議会も引き続き注視していきます。

を守るいなべ市を掲げるのは、ブランド戦略としても大きな意味があると思います。

3) 放射性廃棄物について

2011 年 3 月の福島原発事故以後、新たな法律が作られ、8000Bq 以下の放射性廃棄物については一般のゴミ処理場で処理が可能となってしまいました。この事故以前から存在する原子炉等規制法には、原発の解体などで発生する資材の再利用の基準は 100Bq で、100Bq 以上の資材については放射能マークがついた黄色いドラム缶に入れられ厳重に保管されていました。この 100Bq の規制は今でも存在するので、ダブルスタンダードの状態であり、8000Bq の廃棄物は燃やして安全だという根拠は非常に曖昧で心配です。以前、いなべ市の環境政策課に問い合わせた際は、これらの 8000Bq 以下の廃棄物について今後も受け入れる予定はないとの回答を頂きましたが、確実にそれが守られるようお願いいたします。また、安心して生活するためにも、焼却炉周辺の放射線量が定期的にモニタリングされることを希望します。